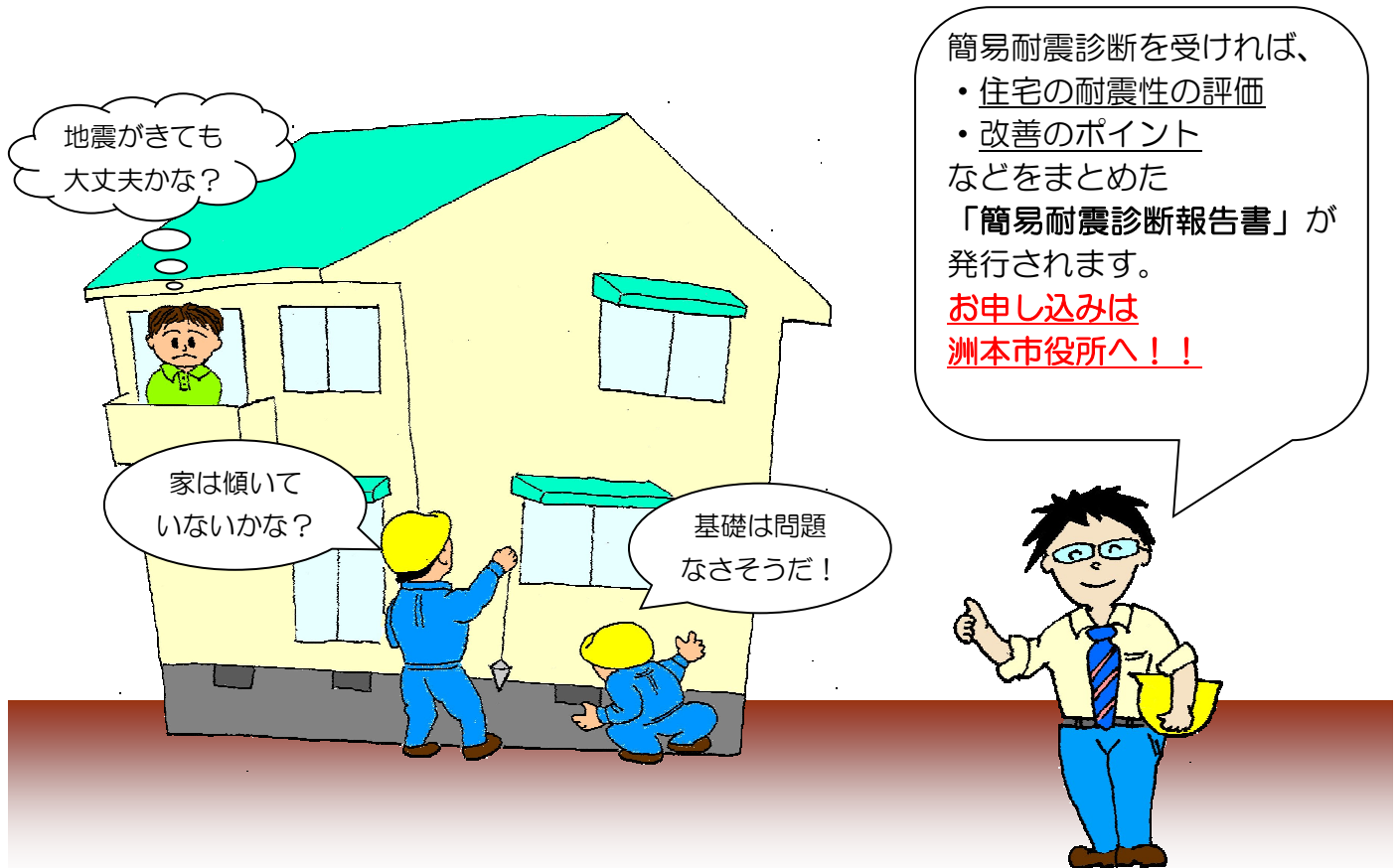


簡易耐震診断推進事業のご案内

そな うれ
備 え あ れ ば 憂 い な し ！ ！

わが家の地震対策、まずは簡易耐震診断から！



いわゆる“点検商法”にご注意下さい！！

「市から委託を受けている」など市の実施する耐震診断を装って突然お宅を訪問・点検し、「金物がないから地震がきたら倒壊する」などと言って不安をあおり、高額な改修工事を勧めるケースが過去に新聞等で報道されています。

この制度では、皆さんからの申請がないのに突然耐震診断員がお宅に訪問して診断を行うことはありませんので、ご注意ください。

もし、心当たりのある方は、できるだけ早く消費生活センター窓口等に相談して下さい。

消費生活センター

TEL：0799-22-2580

※兵庫県住宅再建（フェニックス）共済制度に加入している住宅（長屋・共同住宅は全住戸加入）については、申請者負担額が無料となります。

【簡易耐震診断のお申込窓口・お問合せ先】

洲本市役所 本庁舎 3階

都市計画課

TEL：0799-24-7611（直通）

TEL：0799-22-3321（代表・CATV）

（内線 1366）

洲 本 市

1 制度のあらまし

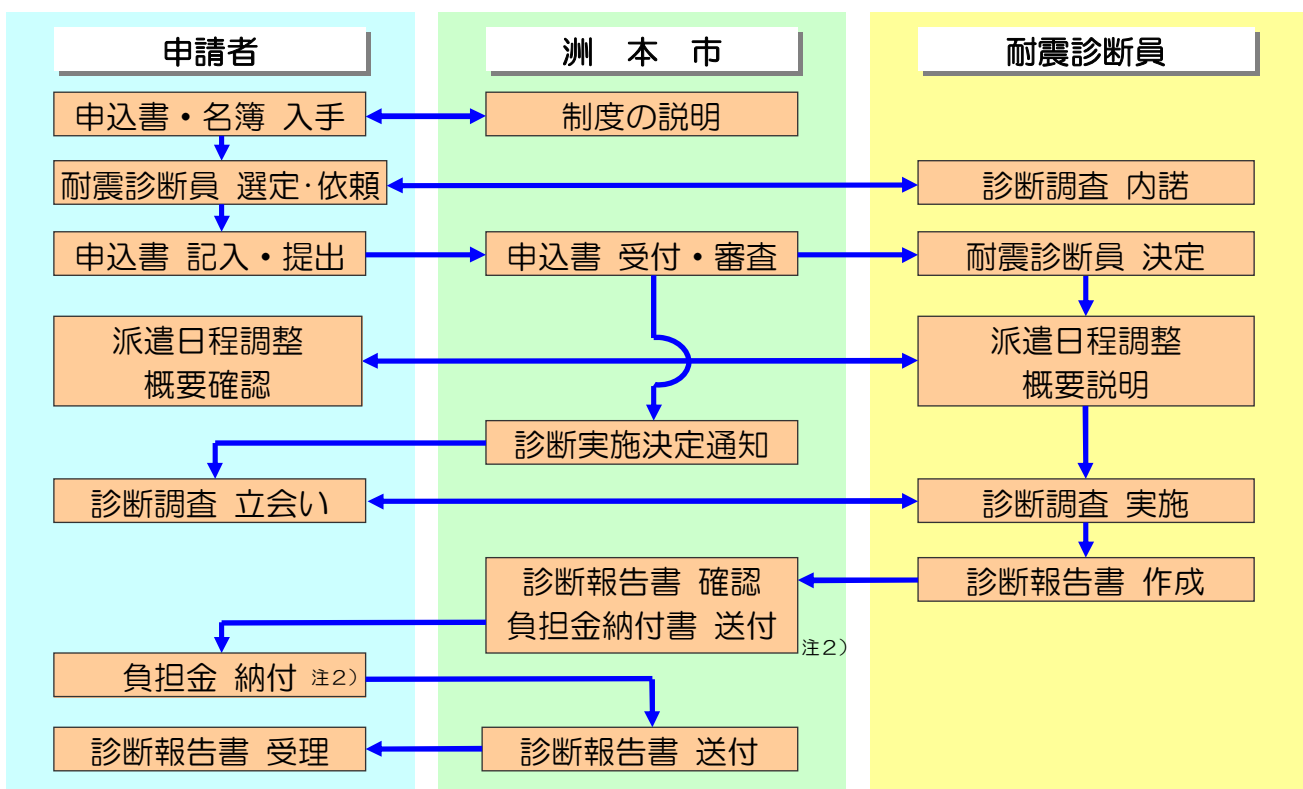
この制度は、簡易耐震診断を希望する住宅所有者の申請に応じて、洲本市が「耐震診断員」^{注1)}を派遣して簡易的な耐震性の調査・診断を行い、申請者が耐震診断経費の一部負担^{注2)}により、その結果を申請者に報告することにより、住宅の耐震対策を支援します。

2 対象となる住宅

- ・洲本市内にある住宅で、昭和56年5月以前に着工したもの
- ・店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半が住宅として使用されている場合に限ります。
- ・混構造の住宅、ツーバイフォー住宅や丸太組工法の住宅は対象外です。
- ・違法建築物は対象外です。
- ・「建物の区分所有等に関する法律」が適用される共同住宅等について、同法3条に基づく管理組合の議決等が必要です。
- ・「建物の区分所有等に関する法律」が適用されない長屋住宅・共同住宅等の場合、全住戸の入居者及び所有者の同意が必要です。
- ・以前に市の耐震診断を受けた住宅は対象外です。ただし診断後の経年や災害による被災等によって劣化、損傷の進行がある場合は対象とできる場合があります)
- ・昭和56年6月以後に増築をした住宅は対象外の場合があります。お問い合わせください

3 申込み手続き

上記の住宅を所有し、簡易耐震診断をご希望の方は、洲本市役所の窓口にて備え付けた「耐震診断技術者名簿」から「耐震診断員」^{注1)}を選定し内諾を受け、お申込み下さい。洲本市は申込書を受けて、耐震診断員を派遣いたします。なお、手続き等の流れは下図のとおりです。



4 申請者負担額

- 1 棟あたり 3, 150円 (木造戸建て住宅の場合)^{注2)}
1 棟あたり 6, 350円 (非木造戸建て住宅の場合)^{注2)}

注1) 「耐震診断員」とは、住宅の簡易耐震診断を行うための講習会を受け、「財団法人兵庫県住宅建築総合センター」が一定水準の耐震診断技術を習得したものと証明した者です。

注2) 住宅の構造や種類等により申請者負担額が異なりますので、必ず市役所の窓口へご確認ください。

兵庫県住宅再建(フェニックス) 共済制度に加入している住宅については、申請者負担額が無料となります。

長屋・共同住宅は全住戸が兵庫県住宅再建(フェニックス) 共済制度に加入の場合、申請者負担額が無料となります。

別表第2（第7条関係）

耐震診断経費 一棟当たり

建物・構造種別		No.	一棟当たり診断経費	申請者負担額	
戸建住宅	木造	1	31,500円	3,150円	
	非木造	2	63,500円	6,350円	
長屋	木造	3	63,500円	6,350円	
	RC造	1棟目	4	217,000円 (2戸の場合 127,000円) (3戸の場合 190,500円)	21,700円 (2戸の場合 12,700円) (3戸の場合 19,050円)
		2棟目以降	5	155,000円 (2戸の場合 127,000円)	15,500円 (2戸の場合 12,700円)
	鉄骨造	1棟目	6	114,000円	11,400円
		2棟目以降	7	79,500円	7,950円
	共同住宅	木造	8	63,500円	6,350円
RC造		図面有り	9	217,000円 (2戸の場合 127,000円) (3戸の場合 190,500円)	21,700円 (2戸の場合 12,700円) (3戸の場合 19,050円)
		図面なし	10	321,000円 (2戸の場合 127,000円) (3戸の場合 190,500円) (4戸の場合 254,000円)	32,100円 (2戸の場合 12,700円) (3戸の場合 19,050円) (4戸の場合 25,400円)
		2棟目以降	11	155,000円 (2戸の場合 127,000円)	15,500円 (2戸の場合 12,700円)
鉄骨造		1棟目	12	114,000円	11,400円
		2棟目以降	13	79,500円	7,950円

※兵庫県住宅再建（フェニックス）共済制度に加入している住宅については、申請者負担額が無料となります。

※長屋・共同住宅は全住戸が兵庫県住宅再建（フェニックス）共済制度に加入している場合、申請者負担額が無料となります。